

指名停止等一覧表

(期間 平成30年7月1日～平成30年9月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
(株)西原環境	東京都港区海岸3-20-20	平成30年9月20日	平成30年10月19日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故)	当該資格者及び使用人は、日本下水道事業団発注の「室蘭市蘭東下水処理場他汚泥処理設備工事その11」において、平成28年12月19日安全管理措置の不適切により、作業員1名が死亡する事故を発生させ、平成30年7月27日、労働安全衛生法違反により略式起訴されたため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。